



栃木県公報

令和3(2021)年
3月16日(火)
第187号

目 次

告 示

- 栃木県一般会計補正予算等..... 221
- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定..... 225
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定..... 226
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 226
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 227
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 227
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 228
- 家畜伝染病予防法第5条第1項の規定による命令..... 228
- 家畜伝染病予防法第6条第1項の規定による命令..... 233
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定..... 233
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定..... 234

公 告

- 令和3(2021)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 234
- 土地改良区役員の退任..... 238
- 土地改良区清算人の退任..... 238
- 公共測量の終了..... 239

選挙管理委員会

- 政治資金規正法に基づく政治団体の設立の告示..... 239
- 政治資金規正法に基づく政治団体の異動の告示..... 240
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散の告示..... 242
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の告示..... 242
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の異動の告示..... 243
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消しの告示..... 243

調達等公告

- 入札公告(特定調達公告)..... 243

告 示

栃木県告示第125号

令和2年度栃木県一般会計補正予算(第10号)等については、令和3(2021)年3月9日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富 一

1 令和2年度栃木県一般会計補正予算(第10号)

今回の補正予算は、国の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に呼応し、重点医療機関の体制等整備に対する支援をはじめとした新型コロナウイルス感染症への対応に引き続き取り組むとともに、河川の改良復旧など公共事業の速やかな執行を図るものである。

また、歳入歳出について現段階における見込みにより精査を行い、今後の財政運営の安定に資するため、

財政調整的基金の涵養を図るとともに、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金への積立等を行うこととして編成したものである。

補正予算の総額は、205億8,900万円の増額となり、既定予算が1兆1,015億690万円であったので、補正後の予算総額は、1兆1,220億9,590万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	240,000,000		240,000,000
2 地方消費税清算金	84,388,000	3,855,000	88,243,000
3 地方譲与税	37,297,000	△5,000,000	32,297,000
4 地方特例交付金	1,500,000	150,707	1,650,707
5 地方交付税	129,889,620	1,775,913	131,665,533
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	2,803,740	369,578	3,173,318
8 使用料及び手数料	11,308,210		11,308,210
9 国庫支出金	216,406,431	19,675,191	236,081,622
10 財産収入	1,491,970	△50,498	1,441,472
11 寄附金	911,290	2,000,000	2,911,290
12 繰入金	35,815,789	△5,615,037	30,200,752
13 繰越金	3,949,399	3,949,400	7,898,799
14 諸収入	210,396,451	△4,126,254	206,270,197
15 県債	124,749,000	3,605,000	128,354,000
合 計	1,101,506,900	20,589,000	1,122,095,900

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,400,528	△24,080	1,376,448
2 総務費	45,778,512	6,935,012	52,713,524
3 民生費	132,042,572	△1,352,711	130,689,861
4 衛生費	96,736,581	10,725,426	107,462,007
5 労働費	2,427,120	△618,980	1,808,140
6 農林水産業費	37,152,253	84,392	37,236,645
7 商工費	225,397,038	19,443	225,416,481
8 土木費	91,885,647	18,685,359	110,571,006
9 警察費	48,185,727	△1,169,920	47,015,807
10 教育費	193,892,484	△6,384,312	187,508,172
11 災害復旧費	34,859,403	△6,518,943	28,340,460

12 公 債 費	102,463,885	△ 3,161,886	99,301,999
13 諸 支 出 金	87,785,150	3,370,200	91,155,350
14 予 備 費	1,500,000		1,500,000
合 計	1,101,506,900	20,589,000	1,122,095,900

(3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	201,945,644	△ 4,413,983	197,531,661
2 公 共 事 業 費	61,295,292	22,208,681	83,503,973
3 建 設 事 業 費	69,814,411	△ 4,039,809	65,774,602
4 公 債 償 還 費	102,463,885	△ 3,161,886	99,301,999
5 主 要 義 務 費	134,207,384	△ 2,775,205	131,432,179
6 税 交 付 金 等	87,785,150	3,370,200	91,155,350
7 一 般 行 政 費	187,308,929	15,960,097	203,269,026
8 受 託 事 務 費	2,088,469	△ 601,715	1,486,754
9 県 単 補 助 金	22,569,757	994,978	23,564,735
10 県 単 貸 付 金	190,041,684	△ 748,728	189,292,956
11 災 害 復 旧 費	34,780,895	△ 7,161,330	27,619,565
12 直 轄 事 業 負 担 金	7,205,400	957,700	8,163,100
合 計	1,101,506,900	20,589,000	1,122,095,900

(4) 主な事業の内容

- ・ 職員費 △ 4,414百万円
- ・ 退職手当 △ 1,990百万円
- ・ 公債償還費 △ 3,162百万円
- ・ 基金積立金 12,179百万円
- ・ 公共事業費 22,209百万円
- ・ 建設事業費 △ 4,040百万円
- ・ 災害復旧費 △ 7,161百万円
- ・ 直轄事業負担金 958百万円 など

2 令和2年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

今回の補正予算は、保険給付費等交付金の増等に伴うものであり、補正予算の額は68億6,058万円の増額となり、既定予算が1,799億7,031万円であったので、補正後の予算総額は、1,868億3,089万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 分 担 金 及 び 負 担 金	57,923,112		57,923,112
2 国 庫 支 出 金	50,294,763	△ 540,739	49,754,024

3	財 産 収 入	903		903
4	繰 入 金	11,829,852	38,243	11,868,095
5	繰 越 金		6,529,695	6,529,695
6	諸 収 入	59,921,680	833,381	60,755,061
	合 計	179,970,310	6,860,580	186,830,890

(2) 歳出 (単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 国民健康保険事業費	179,970,310	6,860,580	186,830,890
合 計	179,970,310	6,860,580	186,830,890

3 令和2年度栃木県病院事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、業務量の変更等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,924,000	△ 297,000	2,627,000	2,878,000	△ 11,000	2,867,000
資本的収支	99,000		99,000	161,000		161,000
計	3,023,000	△ 297,000	2,726,000	3,039,000	△ 11,000	3,028,000

4 令和2年度栃木県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、建設改良費の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	9,834,000	△ 13,620	9,820,380	9,849,000	△ 5,250	9,843,750
資本的収支	1,929,000	588,120	2,517,120	2,851,000	588,080	3,439,080
計	11,763,000	574,500	12,337,500	12,700,000	582,830	13,282,830

5 令和2年度栃木県電気事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,564,000	15,740	2,579,740	2,419,000	△ 17,830	2,401,170
資本的収支	388,000		388,000	853,000	△ 1,280	851,720
計	2,952,000	15,740	2,967,740	3,272,000	△ 19,110	3,252,890

6 令和2年度栃木県水道事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、受託事業費の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入		支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,127,000	53,000	2,180,000	2,045,000	70,000	2,115,000
資本的収支	1,000		1,000	655,000		655,000
計	2,128,000	53,000	2,181,000	2,700,000	70,000	2,770,000

7 令和2年度栃木県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、建設改良費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入		支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	1,015,000	20,840	1,035,840	955,000	5,860	960,860
資本的収支	18,000		18,000	343,000	△223,300	119,700
計	1,033,000	20,840	1,053,840	1,298,000	△217,440	1,080,560

8 令和2年度栃木県用地造成事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、建設改良費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入		支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	790,000	33,950	823,950	735,000	17,330	752,330
資本的収支	2,401,000	△868,000	1,533,000	3,174,000	△1,081,260	2,092,740
計	3,191,000	△834,050	2,356,950	3,909,000	△1,063,930	2,845,070

9 令和2年度栃木県施設管理事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、職員給与費の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収 入		支 出			
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	407,000	23,840	430,840	355,000	24,360	379,360
資本的収支				61,000		61,000
計	407,000	23,840	430,840	416,000	24,360	440,360

(財政課)

栃木県告示第126号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

1 指定する区域

小山市大字中久喜字陣馬1179番1の一部

- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
盛土

栃木県告示第127号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3（2021）年3月16日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 指定する区域
小山市大字中久喜字陣馬1178番2及び1179番1並びに東深谷1238番1の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

II

- 1 指定する区域
小山市大字中久喜字陣馬1178番2及び1179番1並びに東深谷1238番1の各一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

（環境保全課）

栃木県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3（2021）年3月16日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30（2018）年1月1日	五味渕歯科医院	那須塩原市永田町7-10
平成30（2018）年11月1日	福澤歯科クリニック	さくら市氏家1206-13
令和3（2021）年3月1日	ピノキオ薬局喜沢店	小山市喜沢399-5

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 3 (2021) 年	株式会社ファースト ナース	東京都港区新橋2-12- 16	訪問看護ステーショ ンあやめ黒磯	那須塩原市上厚崎377- 6 上厚崎店舗A-1

2月1日				
令和3 (2021)年 1月1日	株式会社ファースト ナース	東京都港区新橋2-12- 16	訪問看護ステーションあやめ栃木	栃木市大宮町1767-2 グリーンパレス貴志 B-101

栃木県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和3 (2021)年 1月8日	宮田 良実	市貝町椎谷345	まるケアサポート	宇都宮市上戸祭町 2965-22

栃木県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
令和3(2021)年 1月26日	桜のかおりクリニック (谷垣内耳鼻咽喉科)	佐野市堀米町3936-6

2 指定訪問看護事業者等

変 更 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成31 (2019)年 3月30日	株式会社SC	足利市福居町1006-1	訪問看護ステーションきずな	足利市福居町1006-1 (足利市島田町822)
令和2 (2020)年 10月19日	株式会社メディカル サポート翼	下野市駅東3-5-7	訪問看護ステーションつばさ	下野市駅東3-5-7 (下野市小金井3009- 88)

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第131号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
平成29(2017)年12月31日	五味渕歯科医院	那須塩原市永田町7-10

(保健福祉課)

栃木県告示第132号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

I

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前号の牛と同一施設内で飼育している牛
- (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
- (2) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- (3) 疫学的検査
- (4) 臨床検査
- (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区	域	期 間
宇都宮市	下金井町、下小池町、古賀志町、新里町乙	
鹿沼市	上殿町、西沢町、藤江町、北赤塚町、茂呂、野沢町、油田町	
矢板市	高塩	
さくら市	金枝	
益子町	大字益子、大字上大羽、大字小宅	
塩谷町	大字熊ノ木1339	

高根沢町	大字上高根沢
足利市	野田町
小山市	大字大行寺、大字上石塚、大字押切、大字石ノ上
壬生町	大字羽生田
野木町	大字佐川野
大田原市	戸野内、富池、小滝、南金丸、鹿畑、上奥沢
那須塩原市	一区町、二区町、三区町、四区町、千本松(298を除く)、宇都野、上大貫、高阿津、遅野沢(790を除く)、横林、上横林、曇沼
那須烏山市	鴻野山、大里
那須町	大字高久甲、大字豊原甲、大字高久丙(大日向、大同、りんどう湖、穂積5362)
那珂川町	三輪、白久、小川

令和3(2021)年4月1日から
令和4(2022)年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

- 1 実施の目的
ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
(1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
(2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
(1) 予備的抗体検出法(スクリーニング法)
(2) 遺伝子検査(リアルタイムPCR検査)
(3) 疫学的検査
(4) 臨床検査
(5) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和3(2021)年4月1日から 令和4(2022)年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

III

- 1 実施の目的
ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
(1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
(2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
(1) 予備的抗体検出法(スクリーニング法)
(2) 遺伝子検査(リアルタイムPCR検査)
(3) 疫学的検査

- (4) 臨床検査
 (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区	域	期	間
宇都宮市	古賀志町、田野町、さるやま町、下栗町、下平出町、平出町	令和3(2021)年4月1日から 令和4(2022)年3月31日まで	
鹿沼市	油田町、上南摩町		
日光市	吉沢、荊沢、小百、川室		
矢板市	館ノ川		
さくら市	金枝、松山新田、下河戸、穂積、鷲宿		
益子町	大字益子、大字塙		
塩谷町	大字船生、大字佐貫		
高根沢町	大字太田		
足利市	野田町		
小山市	大字下初田		
野木町	佐川野		
大田原市	湯津上3099		
那須塩原市	全域		
那須町	大字高久甲1553-8		

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IV

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
 (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) 予備的抗体検出法（スクリーニング法）
 (2) ヨーニン検査
 (3) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
 (4) 疫学的検査
 (5) 臨床検査
 (6) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区	域	期	間
県内	全域	令和3(2021)年4月1日から 令和4(2022)年3月31日まで	

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

V

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であつて、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

酵素免疫測定法（エライザ法）

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和3（2021）年4月1日から 令和4（2022）年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VI

1 実施の目的

牛のアカバネ病発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

3 検査の方法

- (1) 血清学的検査（中和試験）
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	原則として、令和3（2021）年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VII

1 実施の目的

豚熱発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

所轄家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

3 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 酵素免疫測定法（エライザ法）
- (3) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和3（2021）年4月1日から 令和4（2022）年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VIII

- 1 実施の目的
アフリカ豚熱発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
所轄家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
- 3 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和3(2021)年4月1日から 令和4(2022)年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IX

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 対象となる家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
 - (2) 範囲
県内において、上記(1)の家畜を合わせて100羽以上又はだちょうを10羽以上飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が選定した農場
- 3 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 酵素免疫測定法(エライザ法)
 - (3) 血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応)
 - (4) ウイルス分離検査
 - (5) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和3(2021)年4月1日から 令和4(2022)年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

X

- 1 実施の目的
腐蛆病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内に飼育されている蜜蜂であって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂
- 3 検査の方法
 - (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂粉乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和3(2021)年4月1日から 令和4(2022)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

栃木県告示第133号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

I

1 実施の目的

牛ウイルス性下痢、牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
- (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
- (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 注射の方法

筋肉内注射

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和3(2021)年4月1日から 令和4(2022)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育されている豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

3 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
県内全域	令和3(2021)年4月1日から 令和4(2022)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

(畜産振興課)

栃木県告示第134号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整

備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	路線名	区間
県道	大田原芦野線	大田原市城山1丁目1975-1から 大田原市城山2丁目9-11までの上り線
		大田原市山の手1丁目2171-8から 大田原市山の手2丁目4086-2までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第135号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社 エヅリン	栃木県大田原市上石上1567番地3	栃木県大田原市上石上1567番地3	令和3(2021)年3月3日

(住宅課)

公 告

○令和3(2021)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

令和3(2021)年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

1 募集する訓練課程

(1) 普通職業訓練 短期課程（委託コース）（離転職者等対象）

学校名	所在地等	訓練科名	訓練期間	入校月	定員(人)
県立産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6380	1 介護職員実務者研修科	6か月	4月	20
		2 医療事務・調剤事務科	3か月	4月	15
		3 O A 事務科	3か月	4月	20
		4 I T スペシャリスト科	6か月	4月	20
		5 介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員科	3か月	5月	15
		6 O A 経理事務科	3か月	5月	15
		7 O A 経理事務科	3か月	5月	15
		8 W e b デ ザ イ ン ・ E C サ イ ト 運 用 科	6か月	5月	20

9	介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員科	3か月	6月	15
10	医療事務・調剤・医師事務科	3か月	6月	15
11	O A 事務科	3か月	6月	20
12	W e b ・ D B マスター科	6か月	6月	20
13	介護職員初任者研修・子ども支援科	3か月	7月	15
14	O A 簿記事務科	3か月	7月	15
15	じっくりに O A 事務科	4か月	7月	15
16	I T 活用力習得科	2か月	7月	15
17	不動産ビジネス科	6か月	7月	20
18	介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員科	4か月	8月	20
19	オフィススペシャリスト科	3か月	8月	20
20	パソコンクラウド活用科	3か月	8月	20
21	介護職員初任者研修科	3か月	9月	15
22	O A 経理事務科	3か月	9月	15
23	O A 事務科	3か月	9月	15
24	パソコンスキル実践科	3か月	9月	15
25	介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員科	4か月	10月	20
26	O A 事務・データベース管理科	3か月	10月	15
27	O A 経理事務科	3か月	10月	15
28	W e b デザイン科	3か月	10月	20
29	介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員科	3か月	11月	15
30	O A 総務・経理科	3か月	11月	20
31	E x c e l エキスパート科	4か月	11月	20
32	医療事務・歯科事務科	3か月	12月	15
33	O A 経理事務科	3か月	12月	15
34	O A 事務科	3か月	12月	15
35	簿記経理科	3か月	12月	15
36	介護職員初任者研修科	3か月	1月	15
37	O A 簿記事務科	3か月	1月	20
38	W e b クリエイター科	3か月	1月	20
39	ビジネス P C 基礎科	2か月	2月	20

県北 産業技術 専門校	〒325-0001 那須郡那須町大 字高久甲5226- 24 電話 0287-64-4000	40	介護職員初任者研修・ 福祉用具専門相談員科	3か月	4月	15
		41	O A 経理事務科	3か月	4月	15
		42	O A 事務科	3か月	5月	15
		43	介護職員実務者研修科	6か月	6月	15
		44	O A ビジネス事務科	3か月	6月	15
		45	医療事務・調剤事務科	3か月	7月	15
		46	O A 事務科	4か月	8月	15
		47	O A ビジネス事務科	3か月	9月	15
		48	介護職員初任者研修・ 福祉用具専門相談員科	4か月	10月	20
		49	O A 経理事務科	3か月	10月	15
		50	介護職員初任者研修・ 福祉用具専門相談員科	3か月	12月	15
51	O A 経理事務科	3か月	1月	15		
県南 産業技術 専門校	〒329-4214 足利市多田木町 76 電話 0284-91-0803	52	介護職員初任者研修・ 福祉用具専門相談員科	3か月	4月	12
		53	O A 簿記事務科	3か月	4月	15
		54	医療事務・調剤事務科	3か月	5月	15
		55	O A 経理事務科	4か月	5月	20
		56	I T 実践科	6か月	5月	15
		57	O A 経理労務事務科	3か月	6月	15
		58	O A ビジネス科	4か月	6月	15
		59	介護職員初任者研修・看護助手科	3か月	7月	15
		60	O A ビジネス科	3か月	8月	15
		61	O A 経理事務科	3か月	9月	15
		62	介護職員初任者研修・ 福祉用具専門相談員科	3か月	10月	12
		63	O A 簿記・ビジネス科	4か月	10月	15
		64	W e b デ ザ イ ン 科	3か月	11月	15
		65	O A 簿記事務科	3か月	12月	15
		66	介護職員初任者研修・看護助手科	3か月	1月	15
		67	O A 経理事務科	3か月	1月	15

(2) 普通職業訓練 普通課程(資格取得コース)(離転職者等対象)

学 校 名	訓 練 科 名	訓練実施施設名及び所在地	訓練期間	入校月	定員(人)
県 産業技術専門校	介護福祉士科	宇都宮短期大学 宇都宮市下荒針町長坂3829	2年	4月	3

		国際看護介護保育専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	2年	4月	2
		栃木介護福祉士専門学校 宇都宮市宝木町2-988-5	2年	4月	8
		佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297	2年	4月	3
		中央福祉医療専門学校 小山市土塔234-2	2年	4月	5
		マロニエ医療福祉専門学校 栃木市今泉町2-6-22	2年	4月	2
	保育士科	作新学院大学女子短期大学部 宇都宮市竹下町908	2年	4月	2
		国際看護介護保育専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	2年	4月	2
		國學院大學栃木短期大学 栃木市平井町608	2年	4月	2
		佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297	2年	4月	2
		足利短期大学 足利市本城3-2120	2年	4月	2
	観光ビジネス科	国際情報ビジネス専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	2年	4月	1
		大原簿記情報ビジネス 医療福祉専門学校 宇都宮市東宿郷2-5-4	2年	4月	1
		佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297	2年	4月	1
	栄養士科	佐野日本大学短期大学 佐野市高萩町1297	2年	4月	6
	情報処理科	国際情報ビジネス専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	2年	4月	1
		宇都宮ビジネス電子専門学校 宇都宮市大寛1-1544	2年	4月	1
		大原簿記情報ビジネス 医療福祉専門学校 宇都宮市東宿郷2-5-4	2年	4月	1
	パティシエ科	国際TBC調理・パティシエ専 門学校 小山市三峯1-10-21	2年	4月	2
		足利製菓専門学校 足利市田中町914	2年	4月	1

(3) 普通職業訓練 短期課程(委託コース)(障害者対象)

学 校 名	所 在 地 等	訓 練 科 名	訓 練 期 間	入 校 月	定 員 (人)
県 央 産業技術専門学校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 48-4 電話 028-689-6380	1 清 掃 実 務 科	2 か月	6 月	5
		2 パソコン・CAD 基 礎 科	2 か月	8 月	5
県 北 産業技術専門学校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久 甲5226-24 電話 0287-64-4000	3 清 掃 実 務 科	2 か月	6 月	5
		4 事務パソコン基礎科	2 か月	8 月	5
県 南 産業技術専門学校	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	5 清 掃 実 務 科	2 か月	7 月	5
		6 パソコン事務科	2 か月	10月	5
県央、県北及び県南産業技術専門学校		7 事業主委託訓練	1～3 か月	随時	22

注) 全ての訓練科について民間教育訓練機関等に委託して実施する。

2 その他

- (1) 令和3(2021)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合は、変更等を行うことがある。
- (2) 応募書類は各公共職業安定所で配付する。
- (3) 募集についての不明な点は、各県立産業技術専門学校に問い合わせること。

(労働政策課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
馬 門 土地改良区	監 事	涌井 一郎		芳賀郡茂木町大字馬門1002	令 和 3 (2021). 2. 1	
	〃	石川 博義		〃 〃 〃 1546	〃	
	〃	宮下 功		〃 〃 〃 1570	〃	

○土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	清 算 人 氏 名	住 所	退 任 年 月 日
馬門土地改良区	宮下 壽男	芳賀郡茂木町大字馬門941	令 和 3 (2021). 2. 1
	宮下 士郎	〃 〃 〃 993-4	〃

宮下 利夫	芳賀郡茂木町大字馬門587-1	令和3(2021). 2. 1
石川長一郎	〃 〃 〃 1892	〃
上野枝津加	〃 〃 〃 939	〃
近澤 昭平	〃 〃 〃 620-2	〃
宮下 勝男	〃 〃 〃 848-1	〃

(農地整備課)

○公共測量の終了

令和2(2020)年11月13日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宇都宮地方方法務局長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業地域
宇都宮市内
- 3 作業期間
令和2(2020)年11月19日から令和3(2021)年1月29日まで

(監理課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

(国会議員関係政治団体に該当しない政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党栃木県鹿沼市支部	松井 正一	大貫 毅	栃木県鹿沼市上殿町276-4	○	令和3(2021)年1月13日

(国会議員関係政治団体に該当しない政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
5選を阻止する会	高際 弘幸	高際 弘幸	栃木県佐野市田沼町1815-3	令和3(2021)年1月20日
小森りゅういちを励ます会	小森 隆一	谷 旭	栃木県佐野市大橋町1021-33	令和2(2020)年12月23日

さいとう誠治後援会	齋藤 誠治	齋藤 政子	栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢 192-2	令和3(2021)年 2月5日
佐々木重信後援会	柳 拓	當間 隆彦	栃木県真岡市並木町3-27-1	令和2(2020)年 11月20日
鈴木ひでのぶ励ます会	鈴木 秀信	鈴木 史子	栃木県那須塩原市上厚崎118-319	令和3(2021)年 1月26日
次の100年を創る会	横田 耕一	眞尾 貴年	栃木県足利市県町968-1	令和3(2021)年 2月15日
林みゆき後援会	林 美幸	磯 翔	栃木県那須塩原市埼玉247-7	令和3(2021)年 2月5日
宮塚ひろえの元気な会	宮塚 博江	齋藤 恵子	栃木県那須塩原市上中野420-11	令和3(2021)年 1月22日

栃木県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
公明党栃木第二総支部	鈴木 敏雄	主たる事務所の所在地	栃木県鹿沼市西沢町327-3	栃木県日光市足尾町上の平2-8-2	令和2(2020)年 11月25日
		代表者の氏名	鈴木 敏雄	小久保 光雄	
		会計責任者の氏名	荒川 礼子	鈴木 敏雄	
自由民主党足尾支部	菅沼 清	会計責任者の氏名	赤間 郁雄	二島 洋平	令和2(2020)年 7月7日
自由民主党鹿沼支部	小林 幹夫	会計責任者の氏名	鈴木 毅	鰐原 一男	令和3(2021)年 2月15日
自由民主党栃木県歯科技工士連盟支部	土屋 秋夫	会計責任者の氏名	田仲 一雅	続橋 正喜	令和2(2020)年 12月1日
自由民主党栃木県ちんたい支部	及川 昌明	会計責任者の氏名	薄羽 公代	田村 恭志	令和3(2021)年 2月1日
自由民主党栃木県栃木市・岩舟町第六支部	琴寄 昌男	会計責任者の氏名	山井 往子	久保 治	令和2(2020)年 12月28日
自由民主党壬生町支部	鈴木 理夫	代表者の氏名	鈴木 理夫	楡井 聰	令和3(2021)年 1月29日
日本維新の会衆議院栃木県第5選挙区支部	荒木 大樹	主たる事務所の所在地	栃木県足利市通4-2807-6	栃木県宇都宮市西川田町1065-19	令和2(2020)年 12月16日

(政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和泉聡後援会	近藤 慎治	主たる事務所の所在地	栃木県足利市田中町927-1	栃木県足利市花園町25	令和3(2021)年2月16日
		代表者の氏名	近藤 慎治	相馬 稔	
		会計責任者の氏名	鈴木 佐智子	尾花 正一	
大平ひろし後援会	大平 拓史	主たる事務所の所在地	栃木県小山市駅東通り1-2-45	栃木県小山市駅東通り1-42-10	令和2(2020)年12月22日
大豆生田はるみ励ます会	大豆生田 春美	会計責任者の氏名	田代 保	片岡 光臣	令和2(2020)年12月22日
おりひめ懇和会	和泉 聡	主たる事務所の所在地	栃木県足利市田中町927-1	栃木県足利市花園町25	令和3(2021)年2月16日
		会計責任者の氏名	鈴木 佐智子	尾花 正一	
柏倉ゆうじ後援会	柏倉 祐司	会計責任者の氏名	茂木 大育	茂木 祐佳里	令和3(2021)年1月4日
幸福実現党那須後援会	原 正純	会計責任者の氏名	門守 隆	石見 菜穂子	令和2(2020)年12月29日
さとう忠博後援会	佐藤 忠博	会計責任者の氏名	大澤 昭	岸本 義宏	令和2(2020)年12月22日
私鉄栃木交通政策研究会	川中子 伸之	会計責任者の氏名	柴田 誠	川中子 智保	令和3(2021)年1月1日
新風とちぎ	田野邊 隆男	会計責任者の氏名	新井 裕子	岡 正憲	令和2(2020)年12月1日
たのべたかお後援会	田野邊 隆男	会計責任者の氏名	新井 裕子	岡 正憲	令和2(2020)年12月1日
つぶら昭人後援会	齋藤 高藏	会計責任者の氏名	半田 紘規	松本 和始	令和3(2021)年2月1日
とちぎ未来戦略研究会	金子 達	主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市操町6-1	栃木県宇都宮市桜2-1-30	令和3(2021)年1月25日
早川尚秀後援会	間宵 勉	会計責任者の氏名	前田 和之	早川 勇	令和3(2021)年2月1日
福田とみかず後援会	高山 恵美子	代表者の氏名	高山 恵美子	岡田 義治	令和3(2021)年2月8日
藤岡たかお後援会総連合会	植村 茂敏	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	令和3(2021)年1月18日
細野だいき後援会	細野 正典	会計責任者の氏名	細野 成典	野本 薫	令和2(2020)年5月30日

みよし國章後援会	北山 輝雄	代表者の氏名	北山 輝雄	石田 洋治	令和3(2021)年 1月1日
山菅直己後援会	縫田 富士雄	政治団体の名称	山菅直己後援会	山菅なおみ後援会	令和3(2021)年 1月24日
		代表者の氏名	縫田 富士雄	小林 祥郎	
両毛政経研究会	早川 宏三	政治団体の名称	両毛政経研究会	早川尚秀政経研究会	令和3(2021)年 2月1日
		会計責任者の氏名	前田 和之	早川 勇	

栃木県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

(政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
あたらしい宮づくりの会	須藤 博	栃木県宇都宮市小幡2-7-8	令和2(2020)年 12月11日
池沢昇秋後援会	渡辺 和男	栃木県那須郡那須町横岡912-3	令和2(2020)年 12月31日
いしげ友彦後援会	石下 友彦	栃木県鹿沼市仲町1290	令和2(2020)年 12月31日
かたちほ後援会	加藤 千穂	栃木県宇都宮市桜2-1-30	令和2(2020)年 12月28日
鹿沼の未来をつくる会	小林 秀行	栃木県鹿沼市仲町1290	令和2(2020)年 12月31日
川田ともあきと宇都宮を楽しくする会	川田 共亮	栃木県宇都宮市上大曾町400-1	令和2(2020)年 12月24日
すとう博後援会	須藤 博	栃木県宇都宮市小幡2-7-8	令和2(2020)年 12月11日
ちのたけし後援会	廣川 琢哉	栃木県那須郡那須町高久丙401-344	令和2(2020)年 12月31日
船山ゆきお後援会	尾形 新一郎	栃木県塩谷郡塩谷町金枝658	令和2(2020)年 12月31日
船山ゆきお政治経済研究会	船山 幸雄	栃木県塩谷郡塩谷町金枝658	令和2(2020)年 12月31日
保坂ひさし後援会	保坂 寿	栃木県宇都宮市東宿郷6-1-4	令和2(2020)年 12月31日

栃木県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったの

で、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

届出者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小森 隆一	佐野市議会議員	小森りゅういちを励ます会	栃木県佐野市大橋町1021-33	令和2(2020)年12月22日
鈴木 秀信	那須塩原市議会議員	鈴木ひでのぶ励ます会	栃木県那須塩原市上厚崎118-319	令和3(2021)年1月24日

栃木県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
和泉 聡	おりひめ懇和会	主たる事務所の所在地	栃木県足利市田中町927-1	栃木県足利市花園町25	令和3(2021)年2月16日
大平 拓史	大平ひろし後援会	主たる事務所の所在地	栃木県小山市駅東通り1-2-45	栃木県小山市駅東通り1-42-10	令和2(2020)年12月22日

栃木県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

法第19条第3項第2号による届出

届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
加藤 千穂	かたちほ後援会	令和2(2020)年12月28日
船山 幸雄	船山ゆきお政治経済研究会	令和2(2020)年12月31日
保坂 寿	保坂ひさし後援会	令和2(2020)年12月31日

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年3月16日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県工場・事業場届出データ管理システム構築業務 一式
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4(2022)年3月31日(木)まで

(4) 履行場所 栃木県庁情報システム室 他

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、「N通信、情報処理」又は「Pその他のサービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和3(2021)年4月28日(水)において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申し立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成28(2016)年度以降に地方公共団体が発注した環境法令の届出を管理する同種の業務を主として受託し、その完了実績を報告できるものであること。
- (6) 業務を3名以上で担当する体制をとれる者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県環境森林部環境保全課水環境担当 電話028-623-3189
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和3(2021)年3月16日(火)から同年4月16日(金)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
令和3(2021)年4月28日(水)午前10時 栃木県庁本館10階会議室4に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和3(2021)年3月16日(火)から同年4月16日(金)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 令和3(2021)年4月21日(水)までに郵送する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他
ア 入札の変更等 令和3(2021)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:

Tochigi Prefecture factory/workplace notification data management system construction project 1set

- (2) Time and Date of bidding:

10:00a.m., April 28, 2021

- (3) Information is available at:

Environment Preservation Division

Department of Environment and Forestry

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-3189

(環境保全課)